

令和8年度 香美市保育料等利用者負担基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料利用者負担（月額・円）	
階層	市民税課税区分	0～2歳児クラス	
		標準時間認定	短時間認定
1	生活保護世帯	0	0
2-2	市民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
	2-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)	0	0
3-1-2	市民税所得割非課税(均等割のみ課税)世帯	12,000 (6,000)	11,800 (5,900)
	3-1-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)	5,500 (0)	5,400 (0)
3-2-2	市民税所得割額 24,300円 未満 の世帯	15,000 (7,500)	14,800 (7,400)
	3-2-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)	7,000 (0)	6,900 (0)
3-3-2	48,600円 未満 の世帯	18,000 (9,000)	17,800 (8,900)
	3-3-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)	8,500 (0)	8,400 (0)
4-1-2	57,700円 未満 の世帯 (年収360万円未満相当世帯)	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
	4-1-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)	9,000 (0)	9,000 (0)
4-2-2	65,000円 未満 の世帯	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
	4-2-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)	9,000 (0)	9,000 (0)
4-3-2	77,101円 未満 の世帯	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
	4-3-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)	9,000 (0)	9,000 (0)
4-4	81,000円 未満 の世帯	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
4-5	97,000円 未満 の世帯	29,000 (14,500)	28,600 (14,300)
5-1	121,000円 未満 の世帯	33,000 (16,500)	32,500 (16,250)
5-2	145,000円 未満 の世帯	37,000 (18,500)	36,500 (18,250)
5-3	169,000円 未満 の世帯	41,000 (20,500)	40,400 (20,200)
6-1	213,000円 未満 の世帯	45,000 (22,500)	44,300 (22,150)
6-2	257,000円 未満 の世帯	49,000 (24,500)	48,200 (24,100)
6-3	301,000円 未満 の世帯	53,000 (26,500)	52,200 (26,100)
7	397,000円 未満 の世帯	57,000 (28,500)	56,100 (28,050)
8	397,000円 以上 の世帯	62,000 (31,000)	61,000 (30,500)

* 4～8月分までの保育料は令和7年度(※1)の市民税額、9～3月分の保育料は令和8年度(※2)の市民税額により決定します。

* 利用者負担額は、2歳児クラスの年度途中で3号認定から2号認定に変わった場合でも年度末まで負担していただきます。

* 表中()内の金額は、2子目の利用者負担額です。

◆時間外保育の加算額◆

香美市内の施設の時間設定は、保育標準時間が7:30～18:30で保育短時間が8:30～16:30です。

教育・保育給付認定時間を越えて利用する場合、利用する時間の枠に応じて時間外保育料金が加算されます。

○利用枠：①登園7:00～7:29 ②降園18:31～19:00

○利用金額：一枠につき、月額500円。なお、保育料と違って第2子の児童の減免はありません。

その他 裏面《注意事項》参照

令和8年度 香美市保育料等利用者負担基準額表

《注意事項》

- ※1 令和6年中の所得に対し課税された市町村民税のことです。
- ※2 令和7年中の所得に対し課税された市町村民税のことです。
- ※3 障害者家庭とは、児童が障害児（者）と生計を同じくする世帯をいいます。毎年、申立書が必要です。
- ※4 この表の階層区分に定める市町村民税について、次の税額控除は適用されません。
（寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除等）

（備考）

- 1 （ ）欄の金額は、同一世帯から2人以上が同時入所している場合の第2子の利用者負担額（保育料）です。
第3子以降は無料です。同時入所の人数算定には、保育所の他に幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業又は企業主導型保育事業を利用している児童を含めます。
また、市民税所得割額57,700円未満（教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が要保護者等である世帯は77,101円未満）の2・3号認定子どもについては、多子計算に係る年齢制限はありません。
同一世帯の最年長の子どもからカウントします。保育所等を利用しているかは問いません。
- 2 児童福祉法の規定により、里親に委託されている児童の利用者負担額（保育料）は次のとおりとします。
2・3号認定子ども：無料（階層1）
- 3 市町村民税額は父母の税額を合算した額となります。
また、次のような方は、父母の税額だけでなく祖父母等の税額も合算される場合があります。
①祖父母が入所する児童または児童の父母を税制上や健康保険上扶養家族にしている場合。
②入所する児童が父母と別居し、祖父母と同居している場合。
- 4 父又は母等の税額が不明な方のいる未申告世帯の場合、課税資料がないため、表最下段の利用者負担額（保育料）を納めていただきますのでご注意ください。